

建 住 第 7 6 1 号
令和 5 年 2 月 21 日

一般社団法人岩手県建築士会会長 様

岩手県県土整備部建築住宅課総括課長

建築物の中間検査制度の継続実施について

建築基準法第 7 条の 3 の規定に基づく特殊建築物の中間検査制度については、実施期間を令和 5 年 3 月 31 日までとして取り組んできたところですが、今般、これを令和 8 年 3 月 31 日まで継続して実施することとし、別添のとおり告示したので通知します。

なお、本改正の周知に当たり、別添のとおりパンフレットを送付しますので、活用願います。

担当： 建築指導担当 高橋 隆
TEL： 019-629-5936
E-mail： takashi-t@pref.iwate.jp